

違反簡易広告物除却活動の手引



伊勢崎市都市計画部

都市計画課

目次

第1部 屋外広告物を表示・設置する場合のルール	
(1) 屋外広告物とは	1 P
(2) 屋外広告物を表示・設置するには	〃
(3) 屋外広告物を表示・設置する人の義務	2 P
(4) 禁止広告物	〃
(5) 禁止物件	〃
(6) 禁止地域	〃
(7) 屋外広告業の登録	3 P
(8) 違反広告物に対する処置	〃
(9) 罰則	〃
第2部 違反簡易広告物の除却制度	4 P
(1) 目的	〃
(2) 除却活動を行うには	〃
(3) 除却できる違反簡易広告物	〃
(4) 除却活動の手順	5 P
(5) トラブルの回避	〃
(6) 活動後の実績報告	〃
活動実績報告書	6 P
■ 除却活動に関するよくある質問	8 P
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">参考資料</div>	
1、根拠法令	9 P
2、除却できる違反簡易広告物の事例	
はり紙	10 P
はり札等	11 P
立看板等	12 P
のぼり旗	〃

※この手引きでは、法令等の名称を以下のように省略しています。

屋外広告物法 = 法
伊勢崎市屋外広告物条例 = 市条例
群馬県屋外広告物条例 = 県条例

第1部 屋外広告物を表示・設置する場合のルール

ポスター、広告塔、野立看板、壁面看板（＝壁面広告）などのさまざまな屋外広告物は、市民生活に必要な情報を提供し、街に賑わいや活気をもたらす役割を果たします。

しかし、ルールを無視した屋外広告物の無秩序な表示・設置は、美しい自然や良好なまちの景観を損なうことになるほか、適切な維持管理が行われないと、落下や倒壊などによって公衆に危害を与えるおそれもあります。

このため、伊勢崎市では「良好な景観の形成」、「風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」を図るため、『市条例』により、屋外広告物の表示・設置についてのルールを定めています。

（1）屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

（法2条1項）

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

「常時又は一定の期間」とは、イメージや思想の伝達に要する時間の程度をいいます。1日のうち数時間でも一定の場所に表示されていれば、「一定の期間」ということになります。たとえば、朝開いて夕方閉めるシャッターにある文字などです。

また、「継続して」とは、場所的な定着性を有することで、街頭で配布されるビラやチラシは定着性がないため「継続して」とはいえませんが、電柱や塀にはられてはじめて定着性を有することになります。

② 屋外で表示されるもの

「屋外で」とは、建物、その他の工作物、車両等の外側においてという意味で、屋外から見えるということではありません。したがって、ショーウィンドーや電話ボックスの内側にはられたもの、バスの窓の内側から外に向けた広告物は「屋外で」とはいえませんが、

③ 公衆に表示されるもの

「公衆」とは、建物などの施設の管理権を有する者の管理下でない一般の公衆のことです。したがって、自動車の運転手や一般道路の通行人は「公衆」になりますが、野球場内や劇場内の観客及び駅のホームや電車内にいる乗客は、それぞれの施設管理者の管理下にありますから、「公衆」には該当しません。

④ 建物その他の工作物等に掲出、表示されるもの

屋外広告物は、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗（＝広告旗）のほか、広告塔、広告板、建物その他の工作物等（煙突、塀、岩石、樹木等）を利用して掲出、表示されるものも含まれます。つまり、有体物の広告に限られるため、音や光によるものは規制の対象外となります。たとえば、自動車や軽飛行機からの拡声器による宣伝、遊技場のサーチライトなどは屋外広告物ではありません。ただし、建物の壁面をスクリーンとして利用するものは、上記の条件を満たせば屋外広告物に該当します。

※以上の要件にすべて該当すれば、

営利・非営利の区分や表示内容のいかんを問わず「屋外広告物」になります。

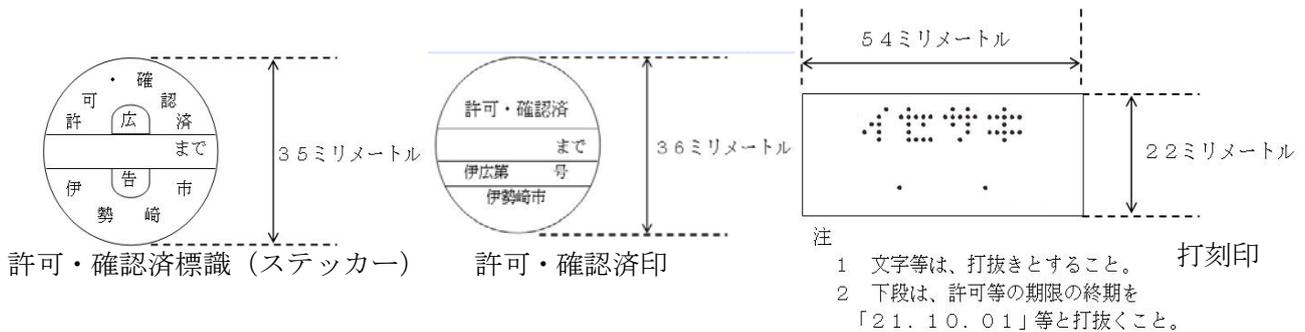
(2) 屋外広告物を表示・設置するには

市内全域が禁止地域又は許可地域に指定されていますので、屋外広告物の表示・設置には原則として許可や届出が必要です。

(3) 屋外広告物を表示・設置する人の義務

① 許可の表示（市条例19条）

許可を受けた屋外広告物には、許可の際に交付される標識（ステッカー）をはるか、許可・確認済印又は打刻印を明示しなければなりません。



② 管理義務（市条例20条）

表示・設置した屋外広告物については、補修などの必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

③ 除却義務（市条例21条）

許可期間が満了したり、許可が取り消されたりした場合は、すぐにその屋外広告物を撤去するとともに、撤去した旨を市長に届出なければなりません。

(4) 禁止広告物（市条例13条）

次のような屋外広告物は、どのような場合であっても表示・設置することはできません。

- ・ 著しく汚れたり、色があせたり、塗料のはがれたもの
- ・ 著しく破損したり、老朽化したもの
- ・ 蛍光塗料や反射板などを使用したもの
- ・ 倒れたり、壊れたり、落下するおそれのあるもの
- ・ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似していたり、これらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ・ 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(5) 禁止物件（市条例6条）

次のような物件には、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

- ・ 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯、道路、石垣、よう壁
- ・ 街路樹、市町村指定の保存樹、銅像、神仏像、記念碑
- ・ 電柱（袖付・巻付広告を除く）、街灯柱、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール、消火栓、火災報知器
- ・ 郵便差出箱（＝郵便ポスト）、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明灯、煙突
- ・ 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木など

(6) 禁止地域（市条例5条）

次のような地域・場所では、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

- ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、都市公園
- ・ 重要文化財、史跡、古墳、墓地
- ・ 高速道路、新伊勢崎駅駅前広場
- ・ 官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所等の建物及び敷地など

※「自家広告物」及び公共目的の広告物等については、一定の条件を満たせば禁止地域でも表示・設置することができます。

(7) 屋外広告業の登録（県条例32条）

群馬県内で「屋外広告業」を営業する事業者は、たとえ請負件数が1件しかない場合であっても、また、本社や営業所等が県内になくても、群馬県への登録が必要です。

なお、「屋外広告業」とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

※屋外広告業の登録事務は群馬県が行っています。

(8) 違反広告物に対する処置

① 勧告（市条例23条）

市長は、違反広告物の設置者、管理者に対し、期間を定めて当該広告物の除却等の必要な措置をとるよう勧告することができます。

② 措置命令（法7条及び市条例24条）

違反広告物については、市長から除却等の措置が命ぜられます。（市条例24条）

なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札等、のぼり旗、立看板等の場合は、知事自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者が除却することができます。（法7条4項）

※市長は群馬県知事から除却権限を移譲されています。

(9) 罰則

市条例や県条例に違反した場合は、懲役刑、罰金刑に処せられることがあります。

【罰則の一例】

① 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（県条例38条の2）

② 禁止地域や禁止物件に表示・設置した者

30万円以下の罰金（市条例41条）

③ 許可を受けないで表示・設置した者

30万円以下の罰金（市条例41条）

第2部 違反簡易広告物の除却制度

(1) 目的

道路上などに繰り返し掲出されるはり紙・はり札等・広告旗・立看板等の違反広告物は、地域の景観を著しく損なうだけでなく、車両や歩行者の通行の妨げにもなります。

屋外広告物法では、これらの違反広告物（以下「違反簡易広告物」という。）は、都道府県知事又は都道府県が命じた者若しくは都道府県知事が委任した者だけが簡易除却できるとされています。また、この除却権限は、平成20年4月に群馬県知事から伊勢崎市長に権限移譲され、市長が知事に代わってこれらの除却事務ができることとなりました。

しかし、これらの違反簡易広告物は、違反者を特定することが難しく、また大量に掲出されるため、その是正は行政だけでは限界があります。良好な景観を維持するために、市民と行政が協力しながらその解消を図っていく必要があります。

そのため、市ではこのような違反簡易広告物の除却活動に協力していただける市民の皆様には違反簡易広告物の除却権限を委任し、自主的に違反簡易広告物の除却活動にご協力いただけるよう、違反簡易広告物の除却制度を創設しました。

(2) 除却活動を行うには

違反簡易広告物除却活動団体の認定申請をして、市の認定を受けていただき、違反簡易広告物除却活動団体として認定を受けた後、違反簡易広告物除却活動員になろうとする方に、市が開催する「違反簡易広告物の除却に関する講習会」を受講していただく必要があります。

この講習を受講した方には、違反簡易広告物除却活動員としての身分証明書を交付します。

(3) 除却できる違反簡易広告物

「除却活動員」の皆様が除却できる違反広告物の種類は、次の4種類の広告物のうち、それぞれの条件に該当する違反簡易広告物です。

種類	除却できるもの		除却できないもの
	表示内容等	表示されている場所等	
はり紙 はり札等 立看板等 のぼり旗	○金融・不動産・風俗など、営利を目的とするもの ○イベントや講演会の知らせで、すでに終了しているもの ○長期間経過し、朽ちているもの	○道路（歩道を含む）上で ・信号機 ・分離帯、擁壁 ・ガードレール ・フェンス（柵） ・標識、カーブミラー ・街路樹、植栽 ・電柱、路上変電塔 ・街路灯柱 ・消火栓など	○政治団体、宗教団体、労働組合などの非営利団体が主催、共催、後援する行事 ○宣伝に関する広告物や県や市役所等が関係する団体が掲出する公益上必要な広告物 ○自分の店舗の前に掲出された自分の営業用の広告や民地内にある広告物など
注意事項	1、道路上であっても、明らかに設置者が特定でき、設置者の所在が近くの場合は、管理されているものとして、除却しないでください。 2、ただし、近くに設置者がいないことが明らかなものや、道路・歩道に倒れかかって危険なものは除却してください。		

(4) 除却活動の手順

①準備等

- ア 活動の前に、除却活動に必要な道具類（軍手、ヘラ、ペンチ等）を準備してください。
- イ 市から交付された「除却活動員証明書」を携帯してください。
- ウ 「除却活動員」の腕章を着用してください。

② 除却活動の実施

- ア 除却活動員2人以上で活動してください。
- イ 除却活動区域は、伊勢崎市内のみです。
- ウ 夜間の除却活動は危険が伴いますので行わないでください。
- エ 通行車両等に十分に注意してください。道路上であっても、交通量の多い車道に出ないと除却できない場所（中央分離帯など）にある違反簡易広告物は、除却せずに都市計画課へその旨を連絡してください。
- オ 電柱のはり紙は強力な接着剤で貼られている場合がありますので、その場合は完全に剥がさなくても（接着剤の部分が残っていても）構いません。
- カ 政治団体、宗教団体、労働組合などの非営利団体の広告物は、「国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」（法29条、市条例38条）とされているため、都市計画課が指導しますので、除却せずその旨を連絡してください。（破れたり、剥げかかっているものは除却して構いません。）
- キ 広告板等を留めている針金等には十分ご注意ください。なお、ガードレール等に自転車・バイク用のワイヤー錠で留めてある立看板等があった場合は、ワイヤー（チェーン）は専用工具がないと切断できませんので、除却せずに都市計画課に連絡してください。

(5) 活動時のトラブル回避

除却作業中における、違反簡易広告物を表示・設置した者等からの質問やクレームに対しては、「除却活動員証明書」を提示し、「この広告物は伊勢崎市屋外広告物条例に違反した広告物であるため、伊勢崎市長から委任された違反簡易広告物の除却権限に基づいて除却を行っています。」と説明してください。それでも、納得しない場合は、トラブルを回避するため、作業を中止し、都市計画課及び警察（緊急の場合）に連絡してください。

(6) 活動後の実績報告

- ① 別紙「活動実績報告書」に必要事項を記入し、都市計画課へ提出してください
- ② 除却した違反簡易広告物を、はり紙とはり紙以外（はり札、立て看板など）の2種類に分別してください。
- ③ はり紙は、家庭用ごみとして、除却団体で廃棄処分してください。
- ④ はり紙以外のものは、その広告物の持ち主がいるかを告示により確認する必要があるため、団体の一時保管場所に搬入保管していただき、後日、都市計画課が回収いたします。
※ 回収日時は、「活動実績報告書」の提出時に調整いたします。

活動実績報告書

年 月 日

（宛先） 伊勢崎市長

団 体 名
代 表 者 氏 名
住 所 又 は 所 在 地

伊勢崎市違反簡易広告物除却活動員設置要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり違反簡易広告物除却活動の実施結果を報告します。

1 活 動 日	年 月 日
2 活動参加者数	人
3 除 却 枚 数	
は り 紙	枚
は り 札 等	枚
広 告 旗	枚
立 看 板 等	枚

4 主な活動地域 _____

（注）詳細を別紙に記入してください。

■除却活動に関するよくある質問

1、いつ活動してもいいのですか

⇒ 出来るだけ日中の活動にしてください。

また、伊勢崎市の発行した「証明書」を必ず携帯し、活動員腕章を身につけて二人以上で活動してください。

2、道路沿いの電柱に貼られたものはすべて取れますか

⇒ 道路内の電柱であれば取れますが、フェンスを越えたり、他人の敷地に入らなければならない私有地の電柱に貼られたものは、取らないでください。

3、迷子犬猫のはり紙は除却できますか

⇒ 違反広告物となりますが、表示者の事情を勘案し、当分の間は除却しません。風雨により朽ちてくるので、その時に除却してください。

4、葬式の案内は除却できますか

⇒ 手続き不要で表示できるので除却はしないでください。

5、民地の電柱のはり紙は除却できますか

⇒ 民地内に立ち入らず、公道から手が届けば、民地内のものも除却は可能ですが、無理はしないでください。

6、電柱のはり紙の除却は、全ての紙をきれいに除却する必要がありますか

⇒ 表示内容が不明になる程度でも可。

7、違反でないものを除却した場合の責任はどうなりますか

⇒ 除却できるものか判断ができないものは、その場は除却せず、市に連絡してください。市が対応します

8、トラブルの時の対応はどうすればいいですか

⇒ トラブルが発生した場合は、作業を中止し、市役所都市計画課及び警察（緊急時のみ）に連絡してください。

9、「はり札」や「立て看板」が、一般ごみとして捨てられないのは何故ですか

⇒ 法令上、はり紙に比べて財産価値があるものとされていることから、一度、伊勢崎市で公示（告示）を行い「持ち主がいないか」を確認した後でないと処分が出来ないためです。

10、一時保管しているはり札等の回収の日時は指定できますか

⇒ 活動実績報告書を都市計画課に提出した際に、回収日等を調整させていただきます。

それまでは、団体登録申請時に提出された活動計画書に記載の一時保管場所での保管をお願いします。

1、根拠法令

■屋外広告物法

第3条（広告物の表示等の禁止）

第4条（広告物の表示等の制限）

第5条（広告物の表示方法等の基準）

第7条（違反に対する措置）（第1項～第2項 略）

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

第1号. 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

第2号. 管理されずに放置されている（※）ことが明らかなきとき。

第28条（景観行政団体である市町村の特例）

都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

※「管理されずに放置されている」とは、以下の場合をいいます。

ア. 補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合

イ. 行政庁が違反を発見し、除却すべき旨を通告したにも関わらず、除却に必要と認められる期間（通常5日程度）を経過した後もそのまま放置されている場合

ウ. 禁止物件に表示・設置されている、または表示・設置されている物件などの管理者の承諾を得ていない広告物等のように、広告物等の表示者または設置者の管理・支配が行なわれていない場合

■群馬県の関係条例

・群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条

・群馬県屋外広告物条例第37条の3

2、除却できる違反簡易広告物の事例

除却できるもの	除却できないもの
<h1>はり紙</h1>	
<div data-bbox="194 414 616 779" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="687 443 804 517" data-label="Caption"> <p>電柱に 貼り付け</p> </div> <div data-bbox="194 853 616 1164" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="576 1227 804 1256" data-label="Caption"> <p>街路灯に貼り付け</p> </div> <div data-bbox="194 1267 496 1659" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="624 1491 804 1653" data-label="Caption"> <p>電柱に 梱包用テープ で巻き付け (裏打ちなし)</p> </div>	<div data-bbox="847 414 1222 786" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1278 443 1430 517" data-label="Caption"> <p>民家の塀に 貼り付け</p> </div>
<p>注意 電話ボックス内に貼られたビラについて 電話ボックス内の広告物は「屋外広告物ではありません」ので、市からの委任権限では除却できません。</p>	

除却できるもの

除却できないもの

はり札等



プラスチック板を
ビニル紐
で固定



公共団体が
掲示



ベニヤに
貼った
はり紙
を針金
で固定



公共団体が掲示



鉄板を
プラス
チック
バンド
で固定



管理の必要のため掲示



カーブミラー
に針金で固定



民家の塀等に貼り付け



民家のフェンス等に貼り付け

除却できるもの

除却できないもの

立看板等

電柱や街路柱に立てかけ、針金等で固定



公共団体が掲示



のぼり旗

植え込み（中央分離帯）ののぼり旗



飲食店などの店舗前ののぼり旗



いせさきの良好な景観の形成に向けて

市民の皆さんのご協力を
お願いいたします。

伊勢崎市都市計画部 都市計画課

〒370-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

TEL 0270-27-2766

FAX 0270-23-0601

メール tosikei@city.isesaki.lg.jp